

田川地区高等学校体育連盟規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本連盟は田川地区高等学校体育連盟と称する。

第 2 条 本連盟に事務局を設け、鶴岡市内の学校に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本連盟は田川地区高等学校における体育・スポーツの健全なる発達を図ることを目的とする。

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 高等学校の諸体育大会の開催
2. 高等学校体育の指導奨励
3. 諸体育団体・関係機関との連携
4. その他目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

第 5 条 本連盟は田川地区内高等学校をもって組織する。

第 6 条 本連盟に次の専門部及び準専門部を置き、それぞれ部会をもつ。

1. 専門部：陸上競技部、水泳部、サッカー部、ソフトテニス部、体操部、卓球部、バレーボール部、野球部、バスケットボール部、ソフトボール部、柔道部、バドミントン部、登山部、剣道部、弓道部、ウエイトリフティング部、ヨット部、アーチェリー部、テニス部、ラグビー部
2. 準専門部：相撲部、空手道部

第 7 条 本連盟は山形県高等学校体育連盟並びに鶴岡市体育協会に加盟する。

第 4 章 役 員

第 8 条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1 名、副会長 1 名、評議員若干名、専門部長各 1 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事若干名、監事 2 名、事務局員若干名
2. 専門部に副部長を置くことができる。

第 9 条 会長、副会長、専門部長、同副部長は評議員会で選出する。

第 10 条 会長は、本連盟を代表し、山形県高等学校体育連盟副会長の任にあたる。

第 11 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

第 12 条 評議員は加盟学校長とし、評議員会を構成し第 21 条の定める任にあたる。

第 13 条 専門部長は、部を統轄する。副部長は部長を補佐する。

第 14 条 理事長・副理事長は、理事会で選出する。。

第 15 条 理事長は事務局を統轄し、地区代表理事となる。副理事長はこれを補佐する。

第 16 条 理事は各専門部代表者、各学校代表者及び県高体連各種委員をもってこれにあてる。

第 17 条 理事は理事会を構成する。

第 18 条 監事は理事会の推薦により会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

第 19 条 役員の内任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 20 条 事務局に次の局員を置く。

- 事務局長、事務局員若干名、
事務局員は会長が委嘱し庶務に従事する。

第 5 章 会 議

第 21 条 評議員会は会長が招集し、第 9 条の定める役員を選出、規約の改正その他重要事項を

審議する。

第22条 専門部長会は必要に応じ会長が招集し、部に関する重要事項について審議する。

第23条 理事会は会長が招集し、会務の企画執行にあたる。

第24条 本連盟は事業遂行のため、会長の諮問機関として委員会を設けることができる。

第6章 会計

第25条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する

1. 分担金 2. 補助金 3. 寄付金 4. その他の収入

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 会計に関する細則は別に定める。

第7章 付則

第28条 専門部会に関する規程、表彰に関する規程は別に定める。

第29条 本規約は昭和61年4月1日より施行する。

昭和62年9月22日一部改正する。

平成6年8月31日一部改正する。

平成9年1月22日一部改正する。

平成11年4月14日一部改正する。

平成13年4月12日一部改正する。

平成18年4月12日一部改正する。